

## 「未利用口座管理手数料」新設のご案内

いつも佐原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年9月1日（火）以降に新規開設いただく口座に適用させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解のうえ、引き続き預金口座のご利用をお願い申し上げます。

### 1. 「未利用口座管理手数料」新設の目的

- (1) ご利用のない口座について、再利用によるお取引の再開をご検討いただくものです。
- (2) 今後ご利用になる予定のない口座について、マネー・ローンダリング等の不正利用に使われることのないよう解約をご検討いただくものです。
- (3) ご利用のない口座についても一定の管理費が発生いたします。このため、この管理に要する最低限の費用のご負担をお願いするものです。

### 2. 対象となる口座

2020年9月1日（火）以降に開設し、最終取引日から2年以上決算利息以外のお預け入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含む）。

ただし、次の場合は、未利用口座管理手数料の対象外となります。

- (1) 該当未利用口座の残高が1万円以上ある場合
- (2) 同一店舗において、定期性預金、預かり資産（投資信託、債券等）のお取引がある場合
- (3) 同一店舗において、お借入がある場合

### 3. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

- (1) お客様の口座が未利用口座となった場合、取引状況をお知らせする文書をお届けのご住所あてにご案内させていただきます。
- (2) ご案内を差し上げてから3ヶ月経過後も該当未利用口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料を該当未利用口座の残高から引落しさせていただきます。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当未利用口座を自動解約させていただきます。

なお、解約後は未利用口座管理手数料は発生いたしません。また、充当した未利用口座管理手数料のご返却及び解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

本手数料はあくまでも2020年9月1日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃、入出金や口座振替等でお取引をされているお客様が対象となることはありません。

また、2020年8月31日現在、既に開設されている口座が本手数料の対象となることはありません。